

令和6年第13回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和6年10月22日（火）午前9時30分
2. 開 会 令和6年10月22日（火）午前9時30分
3. 閉 会 令和6年10月22日（火）午前10時10分
4. 出席委員 北田 千秋教育長
村橋 彰教育長職務代理者
伊丹 香寿美委員
長谷川 深雪委員
中山 尚美委員
般谷 恵秀委員
甲斐 健委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長・和久田寿樹 学校教育部長・内山美智子
学校教育部長・西岡浩二 生涯学習推進部長・井上成博 学校教育
部次長・本多章博 生涯学習推進部次長・堤下栄基 教育総務
室長代理・草野将明 まなび舎整備課長・飯田由治 まなび舎整
備課長・大隅昌之 指導課長・花田睦美 まなび未来課長・坂元
智紀 学務保健課長・出村公一 学校給食センター所長・佐伯尚
之 社会教育課長・西口香苗 青少年育成課長・真鍋成史 社会
教育課長（文化財）・福田道正 図書館長
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員の指名
日程 2 会議時間決定
日程 3 報告第 8号 教育長の報告について
7. 議事内容
堤下室長代理 皆さま、おはようございます。
それではただ今より第13回教育委員会定例会を開催いたし

たいと思います。

教育長、本日の会議進行のほどよろしくお願いいたします。

北田教育長 はい、では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いします。

堤下室長代理 本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は7名でございます。

同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長 報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、本日は、傍聴希望がありませんので、このまま定例会を続けたいと思います。

まず、日程1「会議録 署名委員 指名」を議題といたします。

会議録 署名委員 の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、伊丹委員を指名します。

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、本日は協議会も含め、ただ今から1

0時15分までといたします。

次に、日程3「教育長職務代理者の指名」を議題といたします。

教育長職務代理者の指名につきましては、地教行法第13条第2項に、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行う。」とあります。

村橋委員が10月13日で退任されていますので、空席になっていることから改めて指名させていただきます。

今回、長谷川委員にお願いしたいと思います。長谷川委員は平成29年から教育委員になられて保護者として、また地域での活動経験から、さまざまなご意見ご指導いただきましたので長谷川委員を職務代理者にふさわしいと考えますので、ご了解をお願いします。

一言お願いいたします。

長谷川委員

この度、教育長より職務代理者にご指名賜りましたので謹んでお受けいたします。

万が一、教育長に事故等ある場合には、代理を務めさせていただきますが、事務委任についてご確認させていただきます。教育長と違い、私は非常勤の立場ですので、教育長の職務すべてを責任を持って代理することは難しいです。

特に事務局の事務執行に関することは困難だと思いますので、村橋さんの時と同様に、地教行法に基づいて事務局の方に事務を委任したいと考えていますが、いかがでしょうか。

大湾教育次長

長谷川委員のおっしゃるとおり、地教行法第25条第4項に基づき、事務局職員への委任が可能となっています。

また、本市においては、お手元に配布しておりますピンク色の例規集の13番にありますとおり、「教育長職務代理者の事務委任規則」を制定しており、その中で、教育長職務代理者が、事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合は、事務局の職員を指定して委任することができるとされております。国の方

も職務代理者が教育長の職務を担う必要がある場合は、一般的には事務局の指揮監督等は職員に委任されるものと想定されているところです。事務を委任する事務局の職員の順位も定めており、現在の組織機構の人員配置に照らしますと、第 1 位は大湾教育次長、第 2 位は和久田学校教育部長となります。

長谷川委員 それでは、万が一にも、私が教育長を代理する必要がある場合には、大湾教育次長、和久田部長の順で、教育委員会事務局の事務の執行等について、委任することを、あらかじめ、この場でお願いしておきたいと思います。

大湾教育次長・ 了承いたしました。
和久田部長

北田教育長 長谷川委員よろしくお願いいたします。

では、議案第 26 号「教育に関する事務の点検・評価報告書（令和 5 年度分）の作成について」を議題といたします。

教育に関する事務の点検・評価報告書（令和 5 年度分）につきましては、9 月の協議会の方で今回修正したものを定例会に提案しております。この場でご承認いただければ、今後提案としてホームページ等で市民の方にも公開いたします。前回の協議会で全体の説明をしておりますので、今日説明の方は修正のあった事業や文言です。

事業は黄色マーカーで文言は朱書きで書いたかと思しますので、その部分を中心に変更になった点を説明させていただきます。担当課長からお願いします

大隅課長 事業 5 幼児教育と小・中学校教育の連携についてでございます。

目標③「保育又は授業参観等、教員間交流の実施」について、コロナ感染症が 5 類に移行したことを踏まえ、授業参観等が可能

になったことから、成果③に「また、小学校による園所訪問や園所による体験入学の際には、教職員が相互の授業を参観し、交流することができました。」を追加しました。今後、感染症等で交流をすることが難しくなった場合にも、タブレット端末を活用したオンラインでの交流についても検討・実施していきます。

事業 6 自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実についてでございます。

課題①の不読率について、括弧書きで「読書を全くしない児童・生徒の割合」という説明を加えました。また、課題②に学校司書の配置を拡大することを記載しました。

事業 9 学習指導でございます。

目標⑤「中学校のテストを見据えた小学校定期テストの実施」について、番号を整理したうえで、成果⑤に「交野市の学力課題のある観点問題を統一問題として出題し、児童の実態把握に活用するとともに、結果を市全体で共有することで、各校の授業改善に活かすことができました。」を追加しました。

事業 17 安全教育と危機管理でございます。

目標⑤に「学校・地域が連携した防災訓練の実施」について、課題⑤「登下校中等を想定した家庭・地域と連携した防災訓練を実施する等、家庭・地域と連携した訓練の実施をすることが必要です。」を学校では防災訓練を実施していることから、「校内での防災訓練は実施していますが、登下校中等様々な場面を想定した防災訓練を実施する等、家庭・地域と連携した訓練の実施を推進することが必要です。」に変更しました。

以上です。

出村所長

48 ページ事業 37 安全・安心な学校給食の提供、事業 38 食物アレルギー対応食・除去食の提供について、課題欄に具体的な問題点を明記することにより、安全安心な取組につながるのをご指摘を受け、加筆修正いたしました。

事業 37 では、日本の食生活が変化し多様な食のスタイルが生

まれる一方で、食文化としての「和食」を伝承する力が薄れてきていることから給食を通じて行事食を提供するなど、日本の伝統的な和食文化を継続的に後世に伝えていく必要性があることを加筆修正いたしました。

また、事業３８では、アレルギーを有する児童生徒が増加傾向にあることや、ヒヤリハットへの対応と問題点を具体的に加筆修正いたしました。

以上が加筆修正しました箇所の報告です。

本多次長

事業１８ 教育コミュニティです。

１の「地域学校協働活動の充実」の一文が長く、意味が把握しにくいというご意見でしたので、「推進します。」に変更させていただきました。

また、２の放課後子ども教室、青少年育成課の事業ですが、こちらの方では一文中に「行うとともに」が複数出てきてわかりにくいという意見でしたので、「調整を行うとともに」を「調整のうえ」に変更させていただきました。

課題の②④地域学校協働活動推進員を全校区に配置するだけでしたが、「配置済みの中校区を見本とし、各校区の特徴を生かしながら」を追記しました。

事業４９ 地域スポーツの活性化です。

大阪経済大学と連携を図り進めました「夏休みの星田児童会における試行プログラム」について評価いただけましたので、Ｃ評価からＢ評価に変更しました。

事業５０ 高齢者のライフステージとスポーツです。

コース設定や他の事業との関係から事業の開催回数自体が減少したことと、また、雨天等により開催の中止も重なり、結果的に目標回数が減少しました。

事業５４ 日本語教室「学びの場」の開催です。中国語を話せる学習支援員を確保できたことの評価を受けまして、延べ人数に達しており、アンケートも上々であったところの意見を受けて、

A評価に変更させていただきました。

北田教育長

説明が終わりました。

事業 18 の 2 内容は変わっていないけれども文言を整理したということですね。

本多次長

はい。

北田教育長

説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。前回協議会でご意見いただいておりますので、今回につきましては修正部分に関するご意見や、点検評価に関して来年度以降の課題やこういうふうに改善したらどうかというご意見を主にお願ひしたいと思います。ご意見や質疑はありませんか。

中山委員

56 ページ、事業内容の文書が途中で終わっています。

本多次長

確認した上、訂正させていただきます。

中山委員

18 ページ、今回教育大綱のこともあるので、「小・中 9 年間を小学 1 年生～4 年生、小学 5 年から～中学 1 年生、中学 2 年生～3 年生の 3 つのステージとして捉え、…」という文言はこのままでいいんですか。

北田教育長

これは事業内容なので今年度の内容になります。令和 6 年度こうしようということでの目標になります。これを変えてしまうと今度成果とか全部変わってしまいます。来年度作る場合はこういう文言を変えないといけません、今年度は昨年度に定めたものをということです。小中一貫教育という名称も、今学教審の中でどういう名称にするか考えてもらっていますので名称は変わると思いますが、令和 5 年度の点検評価ですから令和 5 年度についてお願いします。

伊丹委員

外部の評価委員の評価に基づいて修正いただいたと思います。ありがとうございます。外部評価委員の方からも昨年度と同じ文言で課題が残ったままになってるみたいなことが何件か事業の中にあって、そこをどうしていくかっていうのをご検討いただきたいのと、以前は目標とか成果が一つの文書になっていて、それがいろんな目標が混じってるから分かりにくいということで、何年か前から分けていただけてて本当に分かりやすいと思うんですけども、やはり分けていくと今度すごく量が増えて、そこをフォローしていくのが毎年大変なのかなというのもあるので、ある程度圧縮できるものに関しては圧縮していただいて、評価の中で放置されているようなかたちの指摘を受けないようなかたちで工夫いただくというのも一つなのかなと思うので、もうちょっとここは来年度以降ご検討いただければと思います。

北田教育長

そうですね。点検評価は作ることに労力ばかりかけて本来はやってることを改善していくのが目標ですが、作ることで一生懸命になって作って満足みたいなこともあります。来年は組織も一部変わるので、こういうのも多少変わっていくのかもしれませんが。

このへんも簡素化していったって、やはりやったことがどんなふうに改善されてるか分かりやすいような点検評価にした方が、市民の方が見たときに、いっぱい字が書いているけどもこれは何となってもね。来年度簡素化していただきたいと思います。

もともと数年前までは 1 月ぐらいの定例会に出してて、最初、何年度の点検評価やろうと思ったら昨年度みたいな。1 年近く経ってて点検評価でどうするのということで、事務局も一生懸命予算要望の時期までには点検評価が終わるということで早めに作ってくれています。努力して作っているのをそれを活かされるように、それには分かりやすい簡素化したほうがいいかもしれません。

秋山委員

最後の外部の方々のご意見とかにもつながってくるんですけど、次年度のことにつながってくるとは思います、やはり相談体制、現場では本当に子どもたちや教職員、ご家庭の方々、様々な相談の必要性というのが多分出てきているとは思いますが。そういった相談体制の充実っていうことを、少し次年度以降考えていただけて検討いただけたらなということで、外部機関とか外部人材の活用であったり、関係諸機関との連携っていうのも考えていただけたらと思います。

あと、教職員の健康管理というところですが、やはり教職員の方のメンタル面でも負担というのはすごく大きいと感じております。健康だけでなく、メンタルサポートをすることによって、教員の資質っていうことを向上させるということは、今後すごく大きな課題になってくると感じております。それも含めて考えていただけたらいいのかなってということと、あと交野市でも外国籍の子どもたちが非常に増えております。保護者の方たちが日本語を喋れないとか、そういった問題もありますので、徐々に外国籍の生徒のサポート体制をどうするのかというのを視野に入れながら、色々なことを体制を組んでいけたらっていうのがあります。

もう一点、教育コミュニティの形成と家庭教育支援というところで、今発達障がいの方々はかなり多くて、それに対する理解ってというのがなかなか進んでいない状況なので、その特別支援教育に対する啓発であったりとか、より深く知っていただくためのそういった体制作りというのにも必要かなと思っています。

最後にコミュニティスクールについてなんですが、今後学校が地域や関係機関と繋がりながら、広く学校だけの中でいろんなかたちの問題が解決できるという時代はもう過ぎてしまったのかなと考えております。そのへんはより有効な制度づくりの仕組みというのを次年度検討していただけたらなと思います。

北田教育長

秋山委員のご意見等は、例年 1 月、2 月にアクションプラン

で学校で来年度こんなことを活動しますとか、あるいは社会教育で教育施策ということで、こういう事業をしますということを提案させてもらいますので、その際にまたご意見いただければ来年度の方に反映できると思います。

その時もよろしくお願いします。

長谷川委員 単純に市民目線ですけども、やはり評価の低いものが例年毎年同じ、例えば C 評価っていうのがやっぱり気になってくると思いますので、そういう外部の指摘を受けながらも、まだ C 評価で残っているものとかの、また来年度からの取組み等を考えていただけたらと思います。

北田教育長 ただいま秋山委員のご意見も含めて来年度つくる時の参考にさせていただけたらと思います。
他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

北田教育長 それでは質疑がないようでしたらお諮りいたします。議案第26号「教育に関する事務の点検・評価報告書（令和5年度分）の作成について」原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において承認されました。

次に、議案第27号「交野市教育委員会公印規則及び交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

それでは、所管課より説明をお願いいたします。

堤下室長代理

今回、改正を行いますのは、「交野市教育委員会公印規則」と「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」の2つの規則でございます。

規則改正を行います理由といたしまして、令和 7 年 4 月から交野みらい学園が開校されますことによる規則改正を行うものでございます。

それぞれ施行日は令和 7 年 4 月 1 日からとなりますが、準備事項がございますので、他の交野みらい学園関係規則に先駆け改正を行うものでございます。

それでは、「交野市教育委員会公印規則」の一部改正について、ご説明いたします。

教育委員会及び所管に属する教育機関において使用する公印につきましては、交野市教育委員会公印規則において定められております。

今回の改正内容は、来年 4 月 1 日の交野みらい学園開校に伴います交野みらい学園の公印の規定を設けること、また、交野みらい小学校及び第一中学校、両校の公印の規定を削除するものでございます。

新旧対象表をご覧ください。1 ページ目右側旧の欄の交野みらい小学校及び第一中学校を左側にありますように削除に改めるものです。併せて 3 ページ目の印影を削除するものでございます。

また、2 ページの 3 4 の欄のとおり交野みらい学園の公印を規定するとともに、3 ページのとおり印影を設けるものです。

本委員会で他の規則に先駆け提案をさせていただく理由としましては、公印の新調を行うことや当該公印を使用した生徒手帳の作成等準備を行いたいためでございます。

教育委員会公印規則の一部改正につきましては以上です。

次に、「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」の一部改正について、ご説明いたします。

こちら交野みらい学園開校に伴う改正で、改正内容は大きく2つあります。新旧対照表にて説明いたします。新旧対照表4ページをご覧ください。

1点目ですが、交野みらい学園は義務教育学校ですので、現在の規則の題名、第1条及び第2条にあります「小学校及び中学校」の表記について「義務教育学校」を追加する改正となります。

併せて、通学区域を規定しております別表につきましても、新旧対照表6ページに記載しておりますとおり、交野みらい小学校と第一中学校を削り、新たに交野みらい学園の通学区域を追加しております

2点目は、郡津1丁目の一部地域の校区変更に関するものです。新旧対照表5ページの一番上になります。

郡津小学校の区域につきましては、「第一中学校区における学校区と地区の境界が一致していない地域の望ましい学校区の方角性について」交野市学校教育審議会で検討されました。

また、令和3年11月、12月の教育委員会定例会にて、方向性を確認いただいたところでございますが、委員の方も代わられておりますので、経緯等について少し説明させていただきます。

場所と言いますと、フルシのマンションとフルシから旧長宝寺小学校までの地域となります。

住所は郡津ですが、一中校区の長宝寺小学校となっていました。そもそも長宝寺小学校がある場所自体が郡津です。

地域からは兼ねてから地区と学校区の一致を望む声もありましたので、今回の一中校区の学校再編を契機としまして、本来望ましい学校区がどうなのか、検討したものです。

当該住民のアンケート調査でも郡津小学校区が良いとの意見が多く、学校教育審議会の審議を経て、当該地区については、郡津小学校区に変更するとしてその方向性を教育委員会定例会で確認させていただきました。

ただし、校区変更の時期については、交野みらい学園の開校時が相応しいと整理しておりましたので、今回、規則改正を提案さ

せていただくものです。

令和7年度4月から郡津1丁目の一部地域を郡津小学校区に変更することとなります。

なお、校区変更に伴い就学指定校が変更となることとなる児童・生徒の就学上の配慮のため、対象地域で希望する者については引き続き交野みらい学園に就学ができるように、本規則の可決後に郡津1丁目の一部地域に関する要綱を新たに制定予定としております。

本委員会で他の規則に先駆け提案をさせていただく理由としては、速やかに要綱を制定して就学指定校の変更の可否について決定を行い、変更対象となる地域の児童・生徒の保護者の次年度の就学に対する不安を少しでも取り除くためです。

以上が「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則を改正する規則」の提案理由となります。

以上、交野みらい学園開校に伴います2つの規則を1つの規則で改正する規則、「交野市教育委員会公印規則及び交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の説明でございます

何卒ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

北田教育長

説明が終わりました。2つの規則、それぞれの改正の説明でした。4月1日の交野みらい学園の開校に伴いまして、規則改正が必要なものということで2つの規則があるんですけども、今回はその2つの規則を1つの規則で一度に改正するものです。この場で議決いただければ2つの規則がそれぞれの説明のとおり改正されます。

それではご質問とかご意見がありましたらお願いします。

各委員

質疑なし

北田教育長

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第 27 号「交野市教育委員会公印規則及び交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において可決されました。

次に、議案第 28 号「交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例に対する意見を市長に申し出ることについて」を議題といたします。

それでは、所管課より説明をお願いいたします。

草野課長 議案第 28 号「交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例に対する意見を市長に申し出ることについて」ご説明させていただきます。

交野市立の小中学校施設の使用に関しては、「交野市立学校施設使用条例」にて使用料が定められております。お手元の新旧対照表を併せてご覧ください。

本条例の末に別表にて、屋内運動場と屋外運動場の使用料が定められており、備考に照明設備と放送設備の使用料が定められております。

今回の条例改正の主旨は、令和 6 年度より屋内運動場の空調設備の設置工事を開始したことから、新たに空調設備の使用料を定めるものです。

具体的な料金に関しましては、1 時間当たり 500 円となります。この使用料につきましては令和 6 年 10 月 16 日に行いました、「交野市使用料等審査委員会」にて審査いただいたものであります。

なお、施行日につきましては令和 7 年 1 月 1 日とさせていただきます。

きたいと考えております。

以上、交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例に対する説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

北田教育長 説明が終わりました。小中学校の体育館のエアコン設置に伴いまして、空調使用量の徴収ということで条例改正が必要なので説明がありました。1 時間当たり 500 円と金額も含めましてご質問とご意見ありましたらお願いします。

伊丹委員 空調は入っている状態ですか。

北田教育長 工事してまして、今年度中に中学校3校（二中、三中、四中）、みらい学園と倉治小学校1校が完成して、残りは順次来年度以降になります。

伊丹委員 実際にエアコンが使える状態になるのは、来年度の4月以降ですか。

草野課長 第二中学校に関しましては、この12月に完成予定ですので、早い学校から順次年明けから使用できるという状態になってきます。

伊丹委員 使用料が定められるのは、1月1日だけど、それより前には使えない。使わないという理解ですか。

草野課長 はい。

北田教育長 空調の使用料の金額につきましても、先ほど説明がありましたように、市の使用料等審査委員会の方でも審査いただいて他市と見ても妥当であろうということで検討されました。

他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

北田教育長 それでは質疑がないようでしたら、お諮りいたします。議案第28号「交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例に対する意見を市長に申し出ることについて」原案のとおり市長に申し出ることにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、市長に申し出ることといたします。

以上をもちまして令和6年第13回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 _____

委 員 _____